

鳥取県原子力災害医療計画

平成30年3月

鳥 取 県

目 次

第1章 総則

1 目的	1
2 計画の位置づけ	1
(1) 計画の根拠	1
(2) 計画の範囲	1
3 計画の対象	1
4 計画の改正	1

第2章 原子力災害医療体制の整備（平時の準備）

1 原子力災害医療体制の確立	2
(1) 原子力災害拠点病院の指定及び原子力災害医療協力機関の登録	2
(2) 広域災害・救急医療情報システムの活用	2
(3) 医療救護班の整備	3
(4) 原子力災害時の搬送体制の整備	3
(5) 広域的医療体制の整備	3
(6) 避難退域時検査実施体制の整備	3
(7) 心身の健康相談体制の整備	3
2 原子力災害医療設備等の整備	4
(1) 原子力災害医療設備の整備	4
(2) 医薬品等の確保	4
(3) 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備	4
3 人材育成等	4
(1) 人材の確保及び育成	4
(2) 訓練の実施	4

第3章 原子力災害医療体制（発災時の対応）

1 原子力災害医療体制	5
(1) 原子力災害医療体制	5
(2) 医療救護対策本部の設置	5
(3) 医療救護対策支部の設置	6
(4) 原子力災害医療・総合支援センターへの要請等	6
2 原子力災害医療処置	6
(1) 避難退域時検査	6
(2) 原子力災害医療機関等における医療処置	7
(3) 被ばく患者の搬送	8
(4) 原子力災害医療機関及び搬送機関等における汚染及び被ばくの防止	9
(5) 原子力災害医療の情報の共有化	9
(6) 安定ヨウ素剤の服用	9

第1章 総則

1 目的

この計画は、島根原子力発電所の事故に伴い原子力災害が発生した場合、総合的な判断と統一された見解に基づき医療処置を行うことが重要であることから、原子力災害時における医療（以下「原子力災害医療」という。通常の救急医療、災害医療に加えて被ばく医療対応を含む。）体制を確立し、適切な原子力災害医療活動の実施により、住民及び原子力事業所の従業者の生命、身体を原子力災害から保護することを目的とする。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の根拠

この計画は、鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）（以下「地域防災計画」という。）に基づくものであり、この計画に定めのない事項は、鳥取県地域防災計画の規定に準拠する。

(2) 計画の範囲

この計画は、島根原子力発電所の事故に伴う原子力災害対策のうち、原子力災害医療について、平時における体制整備及び災害発生時の医療活動について定めたものである。

3 計画の対象

この計画は、鳥取県、県内の市町村、県内の関係機関及び事故発生時に県内で活動する機関等を対象とする。

4 計画の改正

この計画は、鳥取県地域防災計画、関係法令及び関係規程等の見直しが行われた場合並びに新たな知見が得られた場合は、見直しを行う。

第2章 原子力災害医療体制の整備（平時の準備）

1 原子力災害医療体制の確立

原子力災害に係る専門的な医療の知識、資機材の取扱いが必要など原子力災害医療体制の充実が必要なことから、原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関及び高度被ばく医療支援センター並びに原子力災害医療・総合支援センターとの連携体制、広域的医療体制及び住民に対する心身の健康相談体制の整備を図る。

なお、体制整備に当たっては、島根県からの原子力事業所の従事者及び住民等の受入も想定されることから、島根県と連携し体制の確立を図る。

(1) 原子力災害拠点病院の指定及び原子力災害医療協力機関の登録

県は、原子力災害医療機関として、原子力災害拠点病院を指定し、原子力災害医療協力機関を登録する。

ア 原子力災害拠点病院においては、次の機能を有するとともに、必要な施設、設備及び人員を有するよう整備するものとする。

(ア) 原子力災害医療協力機関では対応できない被ばく傷病者又は被ばく患者（以下「被ばく傷病者等」という。）の受入れを行う。

(イ) 原子力災害時において重篤な傷病者等に対して高度な診療を提供する。

(ウ) 被ばく傷病者等に対して、線量測定、除染処置を行うとともに、被ばくに対して必要な集中治療等の診療を提供する。

(エ) 原子力災害医療派遣チームを保有し、原子力災害が発生した被災地において救急医療等を行う。

(オ) 原子力災害に対する専門的な知識及び技能を有する人材を配置するとともに、自施設及び自施設以外の関係者に対する研修を行う。

イ 原子力災害医療協力機関においては、次の機能のうちいずれかを実施し、必要な人員、設備等が整備され、県が行う原子力災害対策に協力を行う機関を登録するものとする。

(ア) 被ばく傷病者等の初期診療及び救急診療を行える。

(イ) 被災者の放射性物質による汚染の測定を行える。

(ウ) 原子力災害派遣チームを保有し、その派遣体制がある。

(エ) 救護所へ医療救護班又は医療関係者の派遣を行える。

(オ) 避難退域時検査実施のための検査チームの派遣を行える。

(カ) 県が行う安定ヨウ素剤配布の支援を行える。

(キ) その他、原子力災害発生時に必要な支援を行える。

(2) 広域災害・救急医療情報システムの活用

県は、災害時において、医療機関の稼動状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保、医薬品等の備蓄状況等、災害医療に係る総合的な情報収集及び提供を行う広域災害・救急医療情報システムを活用するとともに、県、医療機関、搬送

機関並びに広島大学、放射線医学総合研究所のほか、放射線障害専門病院等とのネットワーク化を図るものとする。

(3) 医療救護班の整備

県は、原子力災害医療派遣チーム及び医療救護班を円滑に派遣する体制を整えることとする。

(4) 原子力災害時の搬送体制の整備

傷病者等の搬送が迅速かつ円滑に行われるとともに、搬送機関及び搬送される医療機関に必要な情報が的確に伝達される体制を整備することとする。

①搬送経路の確保

県は、搬送手段を所有している関係機関と連携し、傷病者、医療救護班等医療スタッフ及び医薬品等の医療用物資等の原子力災害時に係る搬送体制を整備するものとする。

特に、原子力災害時においては、ヘリコプターによる搬送が効果的であることから、県消防防災ヘリコプター、自衛隊等が所有するヘリコプターの運用について関係機関等と連携を図るものとする。

②通報連絡体制の整備

県、搬送機関及び医療機関等は、原子力災害時における被ばく及び汚染を伴う患者（以下「被ばく患者」という。）が発生した場合の通報連絡様式をあらかじめ統一的に定めるものとする。

③協力体制及び情報交換

被ばく患者の搬送に備えて、県、搬送機関及び医療機関等は、日頃から訓練を通じて、関係機関相互の協力体制を整えることとする。

また、県、搬送機関及び医療機関等においては、搬送用資機材等の整備について相互に情報交換を行い、被ばく患者の搬送等に当たって、原子力災害医療の専門家から助言を得て、体制を整備するものとする。

(5) 広域的医療体制の整備

県は、原子力災害の広域性及び本県の地域性を考慮し、他府県等と協力した広域的医療体制の整備を図るものとする。

(6) 避難退域時検査実施体制の整備

ア 県は、住民に対する避難退域時検査に備え、関係機関等と日頃から訓練等を通じて、関係機関相互の協力体制を整えることとする。

イ 県は、事前に指定した検査会場について、閉鎖や会場の改修及び周辺の道路状況等に変更がないか施設の管理者と連携して適宜確認を行い、迅速な開設ができるよう努める。また、指定した検査会場以外の会場でも、検査業務に支障が生じないよ

う設営基準の平準化を図る。

ウ 県は、検査に必要な放射線測定資機材等の維持・整備に努め、これらの操作を行う者の確保と研修、訓練を行うものとする。

エ 県は、避難指示等が出されることが想定される住民等に対し、あらかじめ、事故発生時の被ばくを避けるための注意事項等について啓発を行う。

(7) 心身の健康相談体制の整備

県は、国及び市町村とともに、避難住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するものとする。

2 原子力災害医療設備等の整備

(1) 原子力災害医療設備の整備

県は、原子力災害医療機関等と連携し、原子力災害時における原子力災害医療に対応するため、国から整備すべき医療資機材等に関する情報を受け、放射線測定資機材、除染資機材、応急用救護用資機材、医療資機材等の維持・整備に努めるものとする。

(2) 医薬品等の確保

県は、医療救護班等が行う医療活動実施のために必要な医薬品やその他医療救護に必要な医薬品及び衛生材料を円滑に供給できるよう、医薬品等卸売業者等から必要な医薬品等を確保する体制を整えることとする。

(3) 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

ア 安定ヨウ素剤の整備

県は、原子力災害時において、住民を放射性ヨウ素による甲状腺被ばくから防護するため、屋内退避から避難区域外に移動するまでの間、U P Z 圏内の住民が服用するのに必要な量の備蓄を行い、迅速な配布体制を整備する。必要量の算定に当たっては、住民避難計画と整合がとれた量とする。

イ 安定ヨウ素剤の事前配布

緊急時に速やかな配布を受けることができないなどの一定の事由に基づき事前配布を希望する住民に対し、説明会で問診を実施したうえで、事前配布を実施する。

3 人材育成等

(1) 人材の確保及び育成

県は、被ばく患者の発生に適切に対応するために、原子力災害医療に関する知識と技術を備えた医療関係者の確保に努めるものとする。また、医療関係者等の研修を定期的に行い、人材の育成に努めるものとする。

(2) 訓練の実施

県は、搬送機関及び医療機関等と連携し、避難退域時検査、救急処置を必要とする被ばく患者に対する措置等の訓練を行うものとする。

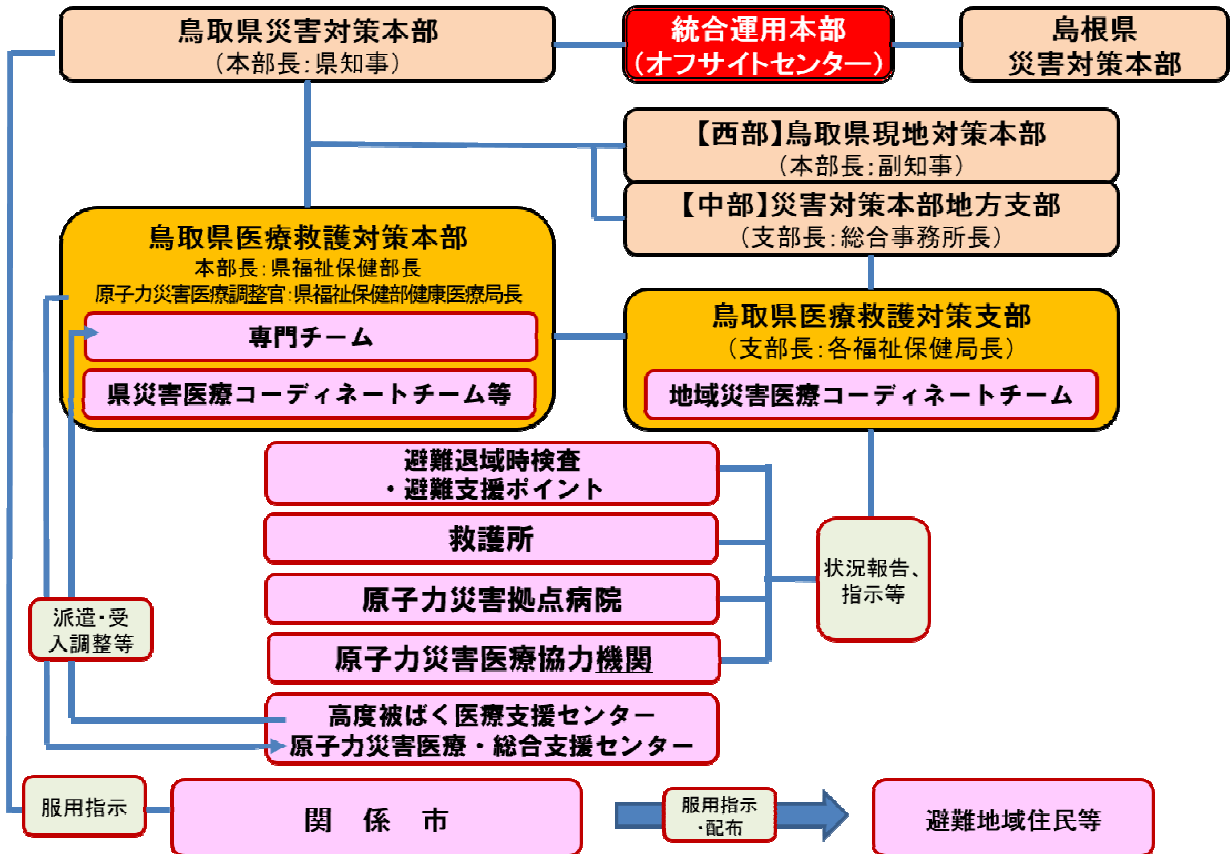
第3章 原子力災害医療体制（発災時の対応）

1 原子力災害医療体制

(1) 原子力災害医療体制

原子力災害時には、図1のような組織を整備し、実効性の向上に努めるものとする。

図1 原子力災害医療体制



(2) 医療救護対策本部の設置

ア 県は、県災害対策本部を設置したときは、関係医療機関等との密接な連携を図りつつ総合的な判断と統一された見解に基づく医療活動等を実施するため、県災害対策本部のもとに県医療救護対策本部を設置する。

イ 県医療救護対策本部長は県福祉保健部長とし、当該本部に原子力災害医療調整官（以下「調整官」という。）を置く。調整官は県福祉保健部健康医療局長とし、次の事項を行う。

(ア) 医療機関、消防機関等に対して搬送する患者の汚染や推定被ばく線量に基づいて、その搬送先を指示する。

(イ) 他の道府県等に対する原子力災害医療派遣チームの派遣要請に係る調整を、原子力災害医療・総合支援センターを通じて行う。

(ウ) 国の指示に基づいて、速やかに安定ヨウ素剤を投与するように関係機関へ伝達する。

ウ 県は、県医療救護対策本部のもとに、各災害医療関係機関の長から推薦され県に登録された「県災害医療コーディネーター」（調整役は県福祉保健部健康医療局長とする。）を招集するとともに、「県災害医療コーディネートチーム」を設置し、原子力災害医療調整官への助言、医療救護班の派遣調整等を行うものとする。

（３）医療救護対策支部の設置

ア 県は、県医療救護対策本部を設置したときは、関係医療機関等との密接な連携を図りつつ総合的な判断と統一された見解に基づく医療活動等を実施するため、各福祉保健局に県医療救護対策支部を設置する。

イ 県は、県医療救護対策支部のもとに、各災害医療関係機関の長から推薦され県に登録された「地域災害医療コーディネーター」を招集し、「地域災害医療コーディネートチーム」を設置し、医療救護班の配置調整等を行うものとする。

（４）原子力災害医療・総合支援センターへの要請等

ア 県医療救護対策本部は、原子力災害医療に係る活動の支援が必要な場合は、原子力災害医療・総合支援センターに対し、他県からの原子力災害医療派遣チームの派遣調整を依頼するものとする。

イ 県医療救護対策本部は、必要に応じ、医療関係者等に対する個人防護、作業環境の放射線測定、被ばく患者の線量評価・診療等に関する指導、助言及び援助を行う専門チームの派遣を、高度被ばく医療支援センターに要請するものとする。

2 原子力災害医療処置

（１）避難退域時検査

ア 目的

県は、O I L（防護措置の実施の判断基準）に基づく防護措置として避難した避難住民等を対象に放射性物質の体表面汚染の有無を確認するとともに、必要に応じて簡易除染を行い、住民の不安の軽減・解消に努めるものとする。

イ 検査の開始

検査の実施は、島根原子力発電所において放射性物質が放出された後に、緊急時モニタリングの結果により必要があると判断された場合に行う。なお、事態区分に応じて、検査会場や資機材の事前確認、関係職員の待機指示等の対応を行い、迅速な検査開始に努めるものとする。

ウ 検査の実施

検査は、主要な避難経路沿いの予め定められた県内の施設で、避難住民が避難所に入るまでの間に実施する。

エ 簡易除染

検査により体表面の被ばく線量が基準に適合しない場合は、会場内で簡易除染を行う。

オ 原子力災害時の医療機関への搬送

簡易除染によっても基準に適合しない場合は、原子力災害医療機関に搬送する。

カ 検査の手順等

検査の具体的な実施方法等については、国が定めた手順書に準拠したマニュアルを別に定めるものとする。

(2) 原子力災害医療機関等における医療処置

ア 救護所

県及び市町村が設置する避難所等に必要に応じて救護所を設置し、傷病者の応急処置を行うものとする。

イ 原子力災害医療協力機関

被ばく傷病者等への初期診療及び救急医療の実施、救護所等における健康管理、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布、その他県等が行う原子力災害発生時の必要な対応への支援を行う。

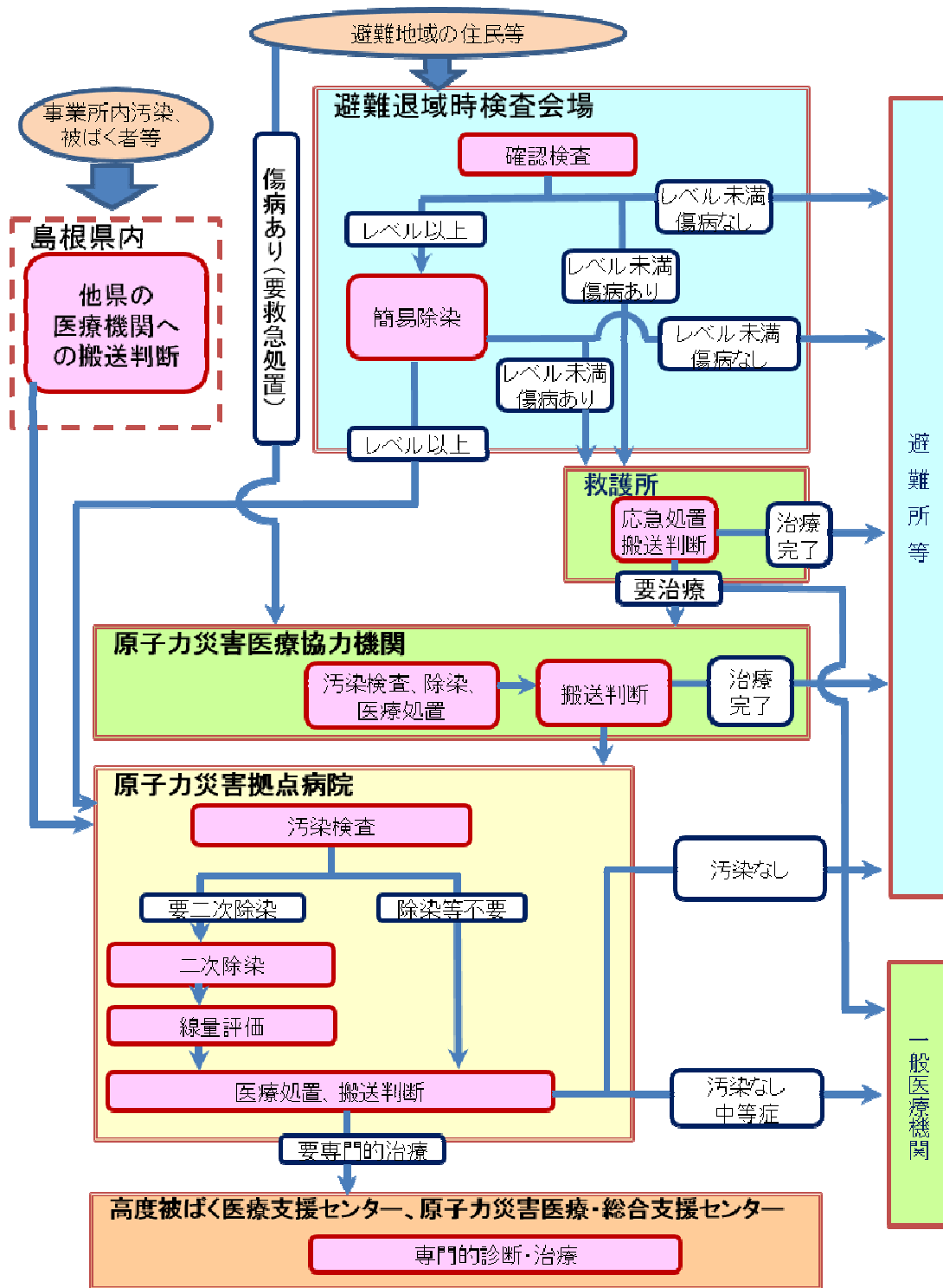
ウ 原子力災害拠点病院

原子力災害医療協力機関では対応できない被ばく傷病者等の受入れを行うとともに、重篤な傷病者等に対して高度な診療を提供するものとする。また、原子力災害医療派遣チームを派遣し、被災地において救急医療等を行う。

エ 高度被ばく医療支援センター等

原子力災害拠点病院での医療処置の結果、さらに放射線被ばくによる障害の専門的治療が必要とされる高線量被ばく患者や重篤な内部被ばく患者等については、本県を担当地域とする高度被ばく医療支援センター、又は原子力災害医療・総合支援センターに搬送し、治療を行う。

図2 原子力災害医療措置の標準的なフロー



(3) 被ばく患者の搬送

ア 医療機関への搬送

原子力災害医療機関等に搬送する患者が発生し、各施設において搬送先医療機関が確保できない場合は又は救急搬送手段の確保が困難な場合は、県医療救護対策支部等に搬送先医療機関又は搬送手段の確保を要請し、県医療救護対策支部等は、その確保に努めるものとする。

イ 搬送先・転院先の判断

被ばく患者の被ばく線量、汚染の程度、全身状態等によって、明らかにある程度の被ばくをしたと考えられる者に対しては、原子力災害医療協力機関を経ずに、原子力災害拠点病院や高度被ばく医療支援センター、又は原子力災害医療・総合支援センターによって対応を行うことが有効である。この場合、それぞれの医療機関の医療水準や医療資源のバランスを見ながら、県医療救護対策支部等は、適切な搬送先や転院先を判断するものとする。

ウ 高度被ばく医療支援センター等への搬送

県医療救護対策本部は、被ばく患者の高度被ばく医療支援センター、又は原子力災害医療・総合支援センターへの搬送を必要と認めるときは、県災害対策本部に県消防防災ヘリコプター及び自衛隊等のヘリコプター等による被ばく患者の搬送を要請するものとする。

(4) 原子力災害医療機関及び搬送機関等における汚染及び被ばくの防止

被ばく患者の診療及び搬送に際して、医療関係者及び搬送関係者の二次汚染及び被ばくを防止する。また、一般の患者の不安を軽減するとともに、一般の患者等に対して、汚染及び被ばくを防止するものとする。

(5) 原子力災害医療の情報の共有化

原子力災害医療機関及び避難退域時検査会場等で得られた情報は、速やかに県医療救護対策本部を含む関係機関に伝達するとともに、県医療救護対策本部で得られた原子力災害医療を実践するために必要な情報は、原子力災害医療機関及び避難退域時検査会場等に提供するものとする。

(6) 安定ヨウ素剤の服用

ア 服用指示

国原子力災害現地対策本部長の指示により、県災害対策本部長（知事）が米子市長・境港市長に対し安定ヨウ素剤の服用を指示する。

イ U P Z 圏用での備蓄及び服用場所

・一時集結所

乳幼児ゼリー剤、丸剤、液剤（必要時に調剤されているもの）

・学校、福祉入所施設等

丸剤

※事前配布を受けている者は個々に服用

ウ 避難退域時検査会場又は避難所での服用

自動車による避難者等で一時集結所で安定ヨウ素剤を受け取らず、服用しないまま避難する者に対し、避難退域時検査会場又は避難所において、県立病院に保管している安定ヨウ素剤及び県立病院で調剤した液剤を県職員により配送し、そこで服用するものとする。